

(写)

伊賀市と社会医療法人畿内会との連携・協力に関する  
相互連携協定書

(目的)

第1条 伊賀市及び社会医療法人畿内会（以下「両者」という。）は、相互の密接な連携・協力により、「伊賀市地域医療戦略2025」に基づく将来的な地域医療体制及び、全世代型地域包括ケアシステムの構築に向けて協力するため、伊賀市立上野総合市民病院を立会人として、次のとおり協定を締結する。

(連携協力事項)

第2条 両者は、次の事項について誠意をもって連携・協力するものとする。

- (1) 地域医療戦略の実現に向けた効果的な取り組み
- (2) 地域医療に係る調査分析・研究の推進
- (3) 地域医療に関連する諸課題解決に向けた取り組み
- (4) 双方が管理する病院機能の分化・連携の検討
- (5) その他

2 この協定書に定める事項の実施に当たり、協力の形式及び協力による成果の利用条件等の細目については、その都度、両者が協議の上定めるものとする。

(協定期間)

第3条 この協定は、両者の代表が署名した日に発効し、3年間に限り有効とする。ただし、両者のいずれかから異議の申し立てがない場合は、3年毎に自動的に更新される。

(その他)

第4条 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、署名の上、各自1通を保有する。

平成29年12月27日

伊賀市

伊賀市長

社会医療法人畿内会

理事長

立会人

伊賀市立上野総合市民病院  
院長